

大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント  
業務委託仕様書

## 1 趣旨

この仕様書は、大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント業務委託に係る業務について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、日本コンストラクション・マネジメント協会の「CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託書(2009年6月改訂版)」によるものを基本とし、発注者と受託者の協議により決定する。

コンストラクション・マネジメント業務として、品質管理、工程管理、コスト管理等に対する発注者の事業管理支援(マネジメント)業務を行う。業務詳細は以下とする。

### (1) 工事段階(平成31年1月～平成32年8月)

工事段階の業務範囲は、病院本体建設工事(以下「Ⅰ期工事」という)とし、既存病院及び立体駐車場解体・外構工事・健診センター棟(以下「Ⅱ期工事」という)は含まない。

#### ① 工事監理計画書の確認

監理者が作成する工事監理計画書により、監理業務方針を把握する。必要に応じ、工事監理計画書の修正を監理者に求め、発注者に報告する。

#### ② 情報伝達方法の確認

工事段階の情報伝達方法について発注者に提案し、発注者の指示に従いプロジェクト関係者に周知する。

#### ③ 設計変更への対応

設計・施工者が提案する設計変更等の承認プロセス案を受託者が作成し、発注者の確認を得た後、プロジェクト関係者に周知する。設計変更が生じた場合は、決定したプロセスに従って設計変更及び契約変更が進んでいるかを確認する。疑義が生じた場合は、必要な対策案の検討を行い、発注者に報告及び承認のうえ、対策を実施する。

#### ④ 施工品質についての確認・助言

設計・施工者の工事監理手法・施工計画について、品質の観点から疑義が生じた場合、その旨を発注者に報告し、発注者の指示に従い、関係者を交えて対策を協議する。必要に応じ、対応策案を検討し、発注者に助言し解決に努める。

#### ⑤ 工事工程についての確認・助言

設計・施工者が報告する工事進捗を確認し、マスタースケジュールから遅れがないか比較及び検討する。受託者がマスタースケジュールから遅れが生じていると判断した場合は、その旨を発注者に報告し、発注者の指示に従い、関係者を交えて対策を協議する。必要に応じ、対応策案を検討し、発注者に助言し解決に努める。

#### ⑥ 請求支払いの確認

設計・施工者から発注者に提出された工事費支払い請求について、当確請求が工事請負契約と概略において齟齬がないかを確認する。工事支払いの内容に疑義があると受注者が判断した場合は、設計・施工者に是正指示等を依頼する。

#### ⑦ 発注者検査の支援

工事が完了した時点で、発注者を支援して、設計図書や工事請負契約と合致しているか否か

の検査を行う。検査結果については発注者に報告し、問題がある場合は、手直し指示を設計・施工者へ依頼するなど、必要な是正処置をとる。  
是正が完了した時点で確認を行い、その結果を発注者に報告する。

(2) 共通業務・その他業務（平成 31 年 1 月～平成 32 年 8 月）

(1)の段階で行う業務を以下とする。

①プロジェクト情報管理システムの構築・運営

プロジェクトの運用における伝達・記録・保存の対象となる情報を定め、情報の伝達・記録・保存の方法を提案する。

発注者との協議において、決定した方法に従い、情報の管理・更新・運用を行う。

②総合定例会議出席

受託者は総合定例会議に出席し、技術的中立性のもと、発注者の支援を行う。

③その他会議体への対応

受託者は必要に応じその他会議体（分科会等）に出席し、技術的中立性のもと、発注者の支援を行う。

受託者が出席すると定められていない会議については、議事録又は報告をもとに必要に応じ発注者に助言する。

④関係部門への説明支援

院内及び議会等における本事業に関する説明に向け、発注者に助言及び支援を行い、工事監理者及び設計・施工者等に協力を依頼する。

⑤打合せ及び記録

工事総合定例において設計・施工者が作成する議事録については内容を確認し必要に応じ、内容の訂正指示を行う。受託者は監理者及び設計・施工者に対し、次回打合せ時までには検討結果資料等を添えて発注者に提示後、わかりやすく分類させ、一元管理すること。

⑥業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに、業務計画書を作成の上、発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。（仕様書等に定めのない業務計画については、協議事項とし、適宜追加するものとする。）

⑦業務完了報告書

受託者は、(1)の業務が完了した時点で、業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。

### 3 業務実施上の留意事項

(1) 受託者は、本事業に係る設計段階において決定された、発注者の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を随時、適切に配置し、本委託に係る業務（以下「本業務」という。）にあたるとともに、良質かつ安定的な支援を契約期間中、継続的に提供するものとする。

(2) 受託者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係、及び、倫理性の保持を徹底すること。

(3) 受託者は、本事業に関連する設計者、施工者、監理者及び発注者以外のプロジェクト関係者から常時完全に独立する立場の維持を徹底すること。

- (4) 受託者は、大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント業務委託に係る一般競争入札実施要領における所定の条件を踏まえるとともに、本業務の実施にあたり、本事業に係る関係諸法令、及び関連条例等の遵守を徹底すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。  
また、本業務の遂行に当たり、本委託における発注者の方針や意向を満足する上で、当然必要な業務であると発注者が考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく実施すること。